

PCB廃棄物処理施設の解体撤去について（案）

平成28年10月13日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

1. はじめに

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下、「JESCO」という）は、各 PCB 処理事業所において、安全を第一として適正かつ確実な PCB の無害化処理を目指し、周辺環境の保全や作業者の安全確保に配慮して作業を行っている。こうした状況に対して環境省並びに PCB 処理事業所所在の自治体（以下、「立地自治体」という）を始め、PCB 廃棄物処理事業検討委員会（以下、「事業検討委員会」という）及び PCB 処理監視委員会等（以下、「監視委員会等」という）の助言・指導・監視を頂いている。

また、JESCO は、適正かつ安全な処理を行っていることについて、立地自治体、地域住民、保管事業者及び所有事業者等とのコミュニケーションを通じ、関係者のより一層の理解と信頼を得ることに努めている。

さらに、処分期間内又は特例処分期限日までの処分委託が円滑かつ迅速に行われるよう、都道府県市、保管事業者及び所有事業者と十分な連絡調整を行った上で、高濃度 PCB 廃棄物の計画的かつ一日も早い処理に向けた取組を進めている。

こうした取組により、JESCO は計画的かつ着実な処理を図り、『PCB 廃棄物処理基本計画』に示されているように、各 PCB 処理事業所の事業終了ごとに、それぞれ解体・撤去等を行うものとし、このために必要となる技術的な検討等、その準備に向けた取組を現時点から着実に進めていく。

2. PCB 廃棄物処理施設の解体撤去の範囲と順序

PCB 廃棄物処理施設の解体撤去の対象範囲は、各 PCB 処理事業所のプラント設備並びに建築物とする。

解体工事に先立ち、図 1 に示すように運転（処分）によって設備の内部にある高濃度廃 PCB 等を処分し、クリーニングにより高濃度 PCB が存在しない状態で解体工事を実施することを原則とする。

クリーニングは、プラント設備を対象にしたもの、建築物を対象にしたものがあり、プラント設備のクリーニングは、解体工事の対象物に内在する PCB、外表面に付着している PCB の濃度を、原則、高濃度未満とし、既存の換気空調設備や、仮設の局所排気装置等の使用を考慮しつつ、解体工事における作業環境中の PCB を適切な濃度にするを目的とする。一方、建築物のクリーニングは、建築物の床等に付着している PCB を高濃度未満とした上で、PCB 汚染レベルに応じて分別することをいう。

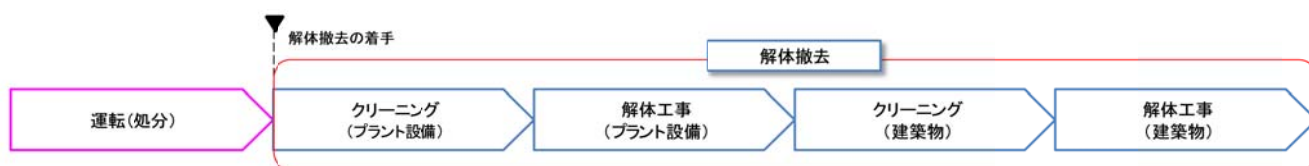


図 1. PCB 廃棄物処理施設の解体撤去の範囲・順序

3. 解体撤去の実施に当たっての原則

- (1) JESCO は、発注方法も含め、必要となる作業・工程・スケジュール等について検討を行い、解体撤去の実施計画等を立案し、事業検討委員会で審議頂いた上で、監視委員会等にも説明し、解体撤去を実施する。
- (2) また、解体撤去の途中経過について同じく事業検討委員会等に報告する。
- (3) 今後の PCB 廃棄物処理施設の解体撤去の際に参考とするため、解体撤去の実施後の評価についても実施し、事業検討委員会等に報告する。

4. 解体撤去の基本方針

運転（処分）完了後の施設内には PCB が存在していることから、施設の解体撤去に当たっては、解体撤去に伴う PCB 廃棄物はすべて無害化処理するとともに、解体撤去においても環境中に PCB を排出させないよう周辺環境への配慮を行うこと、および作業者の安全確保を行うことを解体撤去の基本方針とする。

《解体撤去の基本方針》

- ・ 解体撤去に伴う PCB 廃棄物の無害化処理
- ・ 周辺環境への配慮
- ・ 作業者の安全確保

5. 解体撤去に伴う PCB 廃棄物の無害化処理

事前に PCB 汚染箇所の調査・把握を行い、PCB 汚染レベルに応じた作業計画を策定する。クリーニングや解体工事で発生する PCB 廃棄物について、PCB 濃度に応じて無害化処理認定施設、JESCO の PCB 処理事業所で適切に無害化処理を行う。これらの方法については別途定める。

6. 周辺環境への配慮

クリーニング、プラント設備の解体工事において建屋外への PCB 漏洩防止を図るため既存の施設密閉性を最大限利用することや、換気空調設備等のモニタリングの実施、施設周辺環境のモニタリングの実施、解体撤去に伴う PCB 廃棄物の処理施設までの安全な輸送を行う。これらの方法については別途定める。

7. 作業者の安全確保

解体工事前のクリーニングによる PCB 濃度低減を基本とした作業環境の確保を行いつつ、既設の換気空調設備・局所排気装置等の活用や、作業環境中の PCB 等濃度の測定、適切な保護具の使用等により作業者の安全を確保する。これらの方法については別途定める。

8. 地元への配慮・情報公開

- (1) 解体撤去の実施計画等を策定するにあたり、立地自治体との事前協議を行う。
- (2) 解体撤去の実施前に監視委員会等で実施計画等を説明するとともに地域住民の理解を深めるよう情報公開を行う。
- (3) 監視委員会等で解体撤去の進捗状況や、周辺環境モニタリングの結果等を報告し、これらの情報も公開する。

以上